

企業年金連合会規約第 50 条に定める通算企業年金の年金増額率の決定について
(お知らせ)

令和 2 年 9 月 4 日

企業年金連合会の通算企業年金の年金増額率は、当会規約により、5 年毎に諸
要因を総合勘案して評議員会の議決を経て定める、と規定されております。

去る 8 月 18 日 (火) に開催されました当会評議員会におきまして、本年 10
月 1 日を増額率算定日とする年金増額率につきましては、諸事情を総合的に勘
案して 1 とする、つまり年金額の改定は行わないことと決定されましたのでお
知らせします。

(本件に関する問合せ先)
企業年金連合会
数理部 責任準備金算定室
担当：立谷
TEL 03-6704-0869